

第1部

防衛施設行政 45 年の軌跡

●序章 「占領軍と特別調達庁」から「駐留軍と調達庁」へ ～防衛施設庁発足前の基地問題等への取組～	3
●第1章 防衛施設庁の発足と基地対策の進展	35
●第2章 施設・区域の整理縮小と自衛隊施設への使用転換の進展	65
●第3章 沖縄の我が国への返還と沖縄の基地問題への取組の開始	91
●第4章 位置境界明確化法の制定～在日米軍駐留経費負担の開始～ 飛行場周辺の航空機騒音への対応	141
●第5章 日米防衛協力の進展と基地問題	179
●第6章 NLP問題への対応と沖縄県の施設・区域の整理・統合への取組	207
●第7章 池子米軍家族住宅の建設と沖縄の基地問題への取組の進展	237
●第8章 沖縄の基地負担の本土における分担の開始	275
●第9章 新たな防衛施設行政の課題への対応と競売入札妨害事案への取組	321
●終章 防衛施設庁の廃止と防衛本省への統合～新たな組織へ～	373
●防衛施設行政関係重要事件史	384
●防衛施設庁歴代幹部職員一覧	407



序 章

「占領軍と特別調達庁」から
「駐留軍と調達庁」へ
～防衛施設庁発足前の基地問題等への取組～

(昭和20年8月15日～昭和37年10月31日)

「占領軍と特別調達庁」から 「駐留軍と調達庁」へ

～防衛施設庁発足前の基地問題等への取組～

I 占領軍の調達と特別調達庁

● 終戦と占領軍の進駐

昭和16年12月8日の真珠湾攻撃に端を発した第2次世界大戦（日米戦争）は3年9月を経て、昭和20年8月15日、我が国のポツダム宣言受諾をもって事実上終結した。

我が国は、日中戦争間の犠牲者も含めて「約310万人（衆議院議員保坂展人君提出の質問主意書に対する答弁書（平成13年8月28日閣議決定）」という未曾有の人的被害と当時の国富の4分の1に相当する642億7,800万円（大蔵省財政室編「昭和財政史」という甚大な物的損害を被り、「このような新秩序（注：我が国における軍国主義の除去）が建設され、かつ日本国の戦争遂行能力が破砕されたことの確証があるまで、連合国が指定する日本国内の諸地点は、われわれがここに示す基本的目的の達成を確証するまで占領される

であろう」とのポツダム宣言第7項の規定に基づき連合国軍に占領されることとなった。

我が国の占領のため進駐した連合国軍（占領軍）は、連合国軍最高司令部（GHQ）の下、米軍の第6軍、第8軍を主力とし、東京をはじめ北海道から九州までの主要都市に部隊を展開して我が国の全域を占領する体制をとった。



終戦直後の横浜市（提供：PPS通信社）

● 占領当初の占領軍の調達

我が国はポツダム宣言を受諾し降伏したが、占領軍は臨戦体勢を整えて我が国に進駐し、そのために必要な物資は一応すべて揚陸したといわれており、進駐当初、現地調達の対象

となる糧食、被服、酒、煙草、医療材料等もすべて自給態勢をとったため、一部の地域を除いてこれらの現地調達の手間はなかった。

他方で、飛行場、港湾施設、貯油施設、通信施設、兵舎等の不動産については現地調達する必要があり、当初、占領軍は日本政府機関を通じることなくこれらの所有者等に対して直接接収を命じる例も少なくなかった。

また、労務の調達についても、例えば、占領軍が使用する兵舎、工場、飛行場等の清掃、整備や、道路、橋梁の修理、舗装あるいは軍需品の運搬作業等のため、様々な労務の供出要求が占領軍から地方庁、市町村、警察署等に対してなされた。

この労務の調達に当たっては、占領軍が現金ではなくチョコレートなどの物品を賃金の代わりに支給した事例や、占領軍が労働者の逃亡を恐れて労働者の身体に「マーク」を付したなどの不適切な事例があったとされている。

昭和20年9月2日、占領軍は連合軍最高司令官指令第1号により政府に対して占領軍への援助と協力を命令し、翌9月3日、連合軍最高司令官指令第2号により、政府に対して「連合軍最高司令官の委任を受けたる代表者または各自の区域における占領軍指揮官の指示するところに従い、連合軍占領軍の使用のため必要な一切の地方的資源を連合軍占領軍の処分任に任ねなければならない。」と指令し、あわせて占領軍の必要とする住宅、飛行場の便宜供与についても指令した。

しかしながら、これらの調達の具体的な手続等を指示することはなく、しばらくの間はこれを各軍に任せる状態が続いた。



厚木海軍飛行場に降り立つ
マッカーサー元帥
(提供：毎日新聞社)

● 終戦連絡中央事務局の設置

昭和20年8月19日、河辺陸軍中将一行がフィリピン・マニラに赴き受領した我が国の占領に関する連合軍最高司令官の要求事項には、同月31日午後6時までに占領軍と政府との間の連絡のための体制の整備を求める1項も含まれていた。

このため、政府は同月19日、「占領軍駐屯に伴い連絡折衝機関設置の件」を閣議決定し、終戦処理会議及び終戦事務連絡委員会等を設置することを決めた。

次いで、政府は、同月26日、外務省の外局として「大東亜戦争終結に関し帝国と戦争状態に在りたる諸外国の官憲との連絡に関する事務を掌る」ことを任務とする終戦連絡中央事務局を設置し、内務省、大蔵省、商工省等の関係各省の要員によって運営することとした。



吉田外務大臣
(提供：読売新聞社)

終戦連絡中央事務局は、主管大臣である吉田外務大臣の「(ポツダム宣言の実施という同事務局の事務は) 中々重大な案件が続々と出て参り、かつ複雑多岐にわたっており、今後もこの状態がいよいよ続くことは疑いがありませぬ」、「加えるに日本の将来がいかになるかが本事務局の『チャンネル』を通ずる連合国官憲との交渉により決せられる」、「申さば、今日の日本にとり本事務局の所掌が諸般の国政のうち最も重点をなす事項」であり、「従って本事務局の首班は余程の大物を据える必要がある」との考えによって、親任官による総裁を長とし、2人の次長のうち1人を外務次官とし、4部体制から6部体制とするなど機構等の拡充強化が行われた。

また、終戦連絡中央事務局は、占領軍の地方軍政本部に対応する形で地方事務局を設置し、現地軍政当局に対して責任をもって内政、産業、経済、財政等に関する我が国への要求の第一関門として機能した。

● 特別調達庁の設置

その後、占領軍の調達は、それまでの地方調達から中央調達へ変更されることとなり、これに対応すべく、占領軍の調達に係る我が国国内の体制整備が図られた。

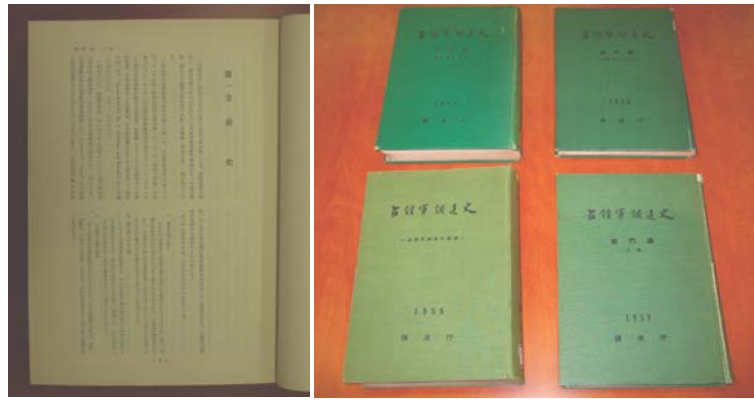
その一環として、昭和22年5月10日、「特別調達庁法」(昭和22年法律第70号)が公布され、「公法人 (government corporation)」特別調達庁が設置されることとなった。

特別調達庁は「内閣総理大臣の監督の下に、経済安定本部総務長官の定める基本的方策に基き主務大臣の定める計画に従い連合国又は政府の需要する建造物及び設備の営繕並びに物資及び役務の調達に関する業務であつて主務大臣の指定するものを行う (第1条)」ことを目的とし、「定款を以て、左の事項を規定しなければならない」ことや「定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の承認を受けて、これを変更することができる (第4条)」とされる一方で、「役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする (第14条)」等とされた。

これらの規定を見る限り、特別調達庁の性格は現在の特定独立行政法人に近いと考えてよいと思われるが、いずれにせよ同庁は同法の施行 (同年9月1日) により「東京都中央区日本橋江戸橋1丁目12番地において業務を開始した」(「占領軍調達史」調達庁)。

ところで、なぜ特別調達庁を国の行政機関ではなく「公法人」として設立したのかという疑問に対して、「占領軍調達史」は、それが「占領軍調達担当当局の当初からの構想であった」とした上で、その理由を「終戦連絡中央事務局や復興院が政策官庁として調達業務の企画立案を行うのに対して、(特別調達庁が) 調達実施の現業面を一元的に受持つ機

関として構想された結果、業務処理面に要求された第一の条件は、日本の役所仕事の通弊と占領軍が考えていた低能率化の危険を排除して、一層能率的なビジネスライクな組織とやり方を採用すること」であり、占領軍が特別調達庁のモデルとした



占領軍調達史

のは米国の「公有会社 (federal government corporation)」であったとしている。

当初、このような考えによって「公法人」として設置された特別調達庁であったが、その後は様々な業務運営上の問題を抱えることとなる。この事情について「占領軍調達史」は次のように記述している。

「まず、占領軍関係の調達業務の一元化を目指したにもかかわらず、主務庁たる戦災復興院や終戦連絡中央事務局が上にあって占領軍設営業務に関する一般的政策の企画立案、占領軍との連絡、SPB（注：Special Procurement Board：特別調達庁）の行う業務の監査監督、ないしは契約の締結の承認、SPBが発給する支払証明書に基く支払事務等について権限をもっていたため、その活動が中間的となる」おそれがあり、「SPBは公法人であるので地方長官に対し直接監督する権限を有しないと解釈されたため、地方庁委託業務処理上支障が少なくなかった」。

このような事情から、特別調達庁を官庁とすべきとの声が各方面からあがり、占領軍もこの点に関心を寄せ、同年11月25日、GHQは同庁を「政府の一部であると解釈しなければならぬ」等を内容とする覚書を我が国政府に対して発出するに至った。

同年12月5日、政府はこの覚書を踏まえ、「特別調達庁の性質等に関する件」を閣議決定し、特別調達庁を「政府の一部」と解釈する旨明らかにするとともに、所管する業務に関する契約の締結及び支払請求書の証明について責任を有する政府部局とすることとしたのである。

このようにして、特別調達庁は「公法人」であり、かつ、「政府の一部」といういわば二重人格の形で業務を継続したが、昭和24年6月1日、「特別調達庁設置法」(昭和24年法律第129号)が公布・施行され、

- ① 連合国の需要する建造物及び設備の営繕並びに物品及び役務の調達（他省庁の所掌に属するものを除く。）
- ② 連合国の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分（他省庁の所掌に属するものを除く。）
- ③ 連合国占領軍の特に指示する事務

を任務とし、長官官房のほか、経理部、契約部、技術部、促進監督部及び事業部の五つの部、札幌、仙台、横浜、名古屋、京都、大阪、呉及び福岡の八つの支局及び約7,000名の定員（昭和24年6月1日）を有する総理府の外局として、占領軍の調達関係業務一般を一元的に所掌することとなった。

● 特別調達庁時代の不動産関係の問題

占領軍の進駐当初、不動産に係る調達の要求は、既存の建物、設備の改造程度であり、新規の施設の建造要求はほとんどなかった。

ところが、昭和21年3月6日、GHQは我が国政府に対して、SCAPIN第799号「占領軍およびその家族住宅建設計画に関する件」により2万戸の占領軍家族住宅の建設を命令してきた。

同月15日、政府はこれに対する業務処理方針として「連合国軍用宿舎等建設要綱」を閣議了解し、戦災復興院に特別建設委員会を設置することとした。

昭和22年9月の特別調達庁の設置以後、このような不動産関係の業務は、同庁の契約局不動産部不動産調査課等が所掌することとなり、順次戦災復興院等から業務を引き継いだが、一括して完全に引き継ぐことは困難であり、実際の業務処理に当たっては従来同様地方庁に依存するところが多かった。

不動産の接収に伴う損失補償についても、従来、大蔵省、戦災復興院、終戦連絡中央事務局等からの通知によって実施されてきたが、その取扱い、補償額算定基準に適正を欠く場合も見受けられた。

このため、昭和23年2月、大蔵省は「連合国軍の指令等に基づく損失に対する補償について」により従来の補償基準を一段と明確にした。

具体的には、①補償の前提となる「時価又は実費」を弾力的に運用するものとしたこと、②原状回復に対する補償はしないとしたこと、③借上げを基本とし、買上げは行わないこと、などである。

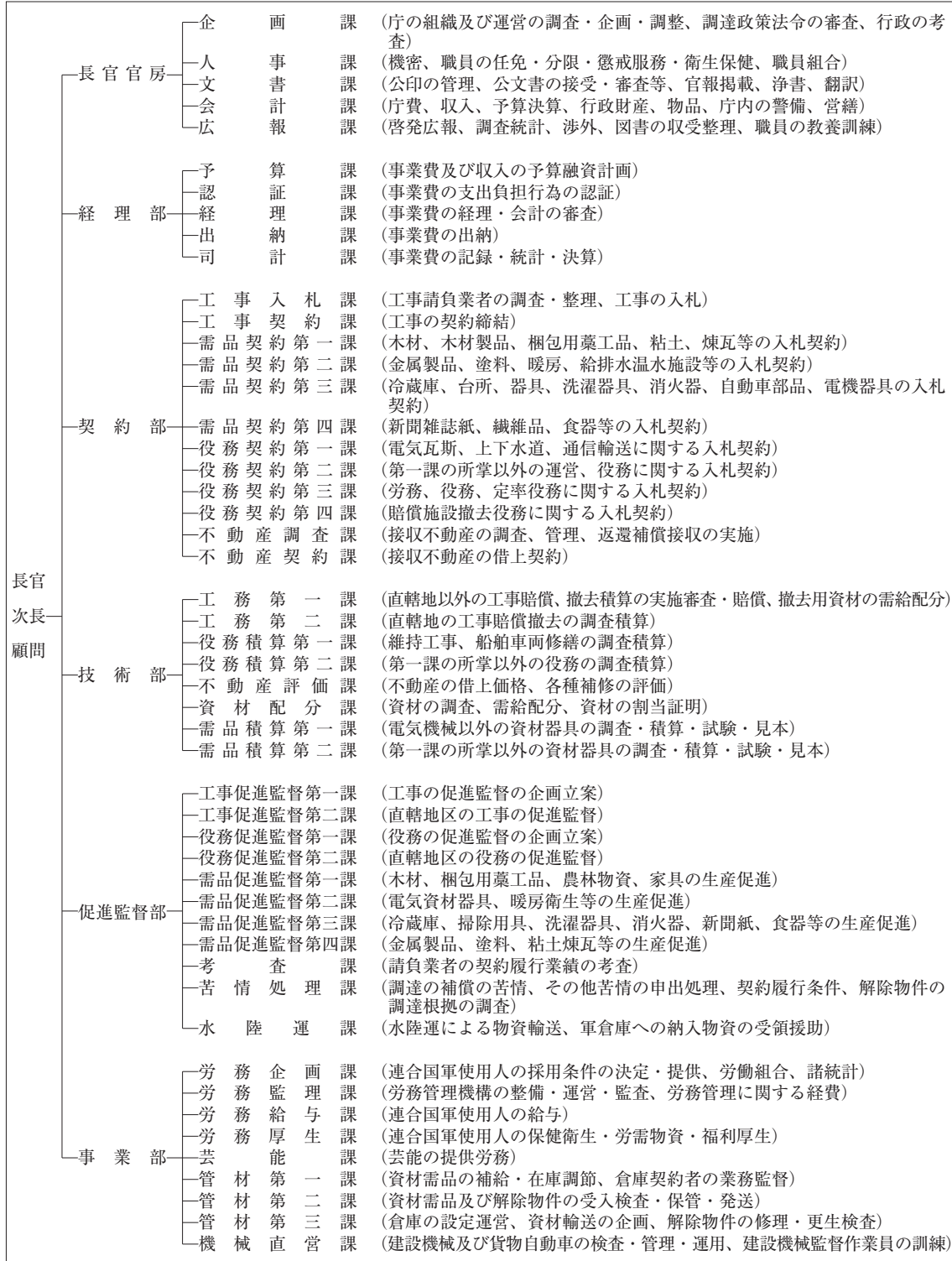
特別調達庁ではこの通知に基づき、損失補償の具体的な基準を「特別調達庁不動産及び動産評価算定基準及び同基準運用方針」として策定し、同年3月18日、これを各支局長・各地方長官あて通知した。

接収解除財産に対する補償については、占領軍が西欧風の生活様式への模様替え、増改築等を行っていることが常態であり、損失、利得いずれが生じているかすら判定し難い場合も多かった。

また、占領軍や我が国政府の責に帰すべき事由により、焼失、損壊している場合もあり、これに対しては大蔵省の通知により個別的に見舞金、補償金を支給していたが、これらについても統一的な基準が求められていた。

政府は、これらに関して、従来の予算措置による対応ではなく、立法措置が必要と考え、

特別調達庁本庁の組織（昭和24年6月1日現在）



「使用解除財産処理法案」を第6回国会（臨時会）に提出すべくいったん閣議決定したが、GHQからの同意が得られず、昭和24年11月14日の閣議においてこの廃案を決定した。

特別調達庁としては、立法化は断念するもののこれに代わるものは必要として、同年12月27日、行政上の措置として「使用財産処理要綱」が閣議決定された。

昭和25年4月には、従来大蔵省が所管していた終戦処理費が総理府の所管となり、特別調達庁においては東京特別調達局や中央・地方調達不動産審議会を新設するなど機構面での充実も図られた。

● 朝鮮戦争の占領軍の調達への影響

昭和25年6月の朝鮮戦争の勃発は、まずは我が国における占領軍の物資、サービス、工事、労務の調達に重大な影響を与えた。

その後、朝鮮戦争の拡大に伴い、飛行場の拡張、高射砲陣地、レーダーサイト等の整備等のための土地の新規接収、軍事物資の集積・保管のための倉庫、資材置場、事務所、兵舎等の建設のため土地建物の接収等の必要が生じた。

特別調達庁はこれらをいかに調達するかを占領軍に申し入れたが占領軍からは明確な意思表示はなく、予告なく占領軍から直接所有者に接収が通知され接収が行われるなどの混乱が生じた。

朝鮮戦争の激化に伴い、占領軍が我が国の海面を使用した演習のため漁業制限が頻繁となり、その被害が拡大した。

特に、千葉県九十九里浜、片貝を中心とする広大な海面が漁業制限を受け、これが漁業者の死活問題として世間の注目を浴びる事態も生じた。

政府は、これらの漁業者の損害を国費で補償するため、同年7月21日、「占領軍の演習による漁業者の被る損害の補償要領」を閣議決定し、水産庁を主務庁として補償事務を行った。

● 特別調達庁時代の労務関係の問題

（占領初期の労務調達）

GHQは、昭和20年9月3日、連合軍最高司令官指令第2号により労務調達に関して「日本帝国政府は主要占領地域の各々に設置される中央政府の出先機関を通じ、連合軍最高司令官または各自の区域における占領軍司令官により指示される量、訓練および熟練度の労務を、指定された期日および場所で提供するものとする。」との方針を示し、我が国政府を通じて調達する方式によることを明らかにした。

しかし、占領開始当初、この方式は必ずしも徹底せず、その手続についても基準がないまま、占領軍の個々の部隊が必要とする通訳、兵舎、工場、飛行場等の整備、清掃等の業務に従事する労働者の供出を現地の地方庁、市町村、警察署等に口頭又はメモで命令することもしばしばであった。

その後、昭和21年8月23日、GHQは、ようやく、「日本における調達規則及び手続」という内部命令を発出し、占領軍が我が国政府に対し労務調達要求をする場合には、「要求労務者の数、出頭場所、労務要求の期間を特記した」労務要求書（LR：Labor Requisition for Military Units）によるべきことを指示した。

（特別調達資金の設置）

朝鮮戦争の勃発により、我が国に対する連合国の占領政策は早期講和と日米協力体制へシフトし、その一環として、連合国軍最高司令官は、昭和26年5月26日、我が国政府に対して「特別調達庁に対し契約に基づき占領軍に物資及び役務を提供する権限を与えることについて」（SCAPIN第2154号）という覚書を発出し、

- ① 特別調達庁が米国政府の調達機関と契約を結び、同国政府の希望する物資及び役務を提供し、その対価を請求する権限を与えること。
- ② 特別調達庁の管理下に回転資金を設けること。

の2点を指令した。

これを踏まえ、政府は、同年6月11日、「特別調達資金設置令」（昭和26年政令第205号）を制定し、内閣総理大臣の管理下に特別調達庁長官が運営する特別調達資金を設置し、一般会計から75億円の資金を繰り入れることとし、あわせて同令附則により特別調達庁設置法を改正し、上記①及び②を特別調達庁の権限として追加した。

（労務基本契約の締結）

SCAPIN第2154号の特別調達庁と米国政府の調達機関との契約については、昭和26年6月23日、特別調達庁長官と米国政府調達代理官、在日兵站司令部調達官との間で「日本人及びその他の日本在住者の役務に関する基本契約（Master Contract for Services of Japanese Nations and Other Residents of Japan）」が締結されたが、その主な内容は以下のとおりであった。

- ① 我が国政府は、極東軍の管轄地域内で、米国政府が要求する労務を提供しなければならない。
- ② 米国政府が要求する労務の提供に我が国政府が要した経費は、後日米国政府から我が国に償還される。
- ③ 労務調達の要求は、権限ある労務士官が発出する「労務調達要求書」により行われる。
- ④ 契約の始期は昭和26年7月1日とし、契約期間はとりあえず6月とするが、米国政府の期間満了前60日間の予告により1年間又はそれより短期間、同一条件で契約延長できる。
- ⑤ 契約担当官が労働者を引き続き雇用することが米国政府の利益に反すると認める場合には、即時、その雇用を終了する。

⑥ 本契約に基づいて提供された労働者は、すべて日本政府の被雇用者である。

この結果、占領軍のうち米軍に対する労務の提供は、同年7月1日以降、原則としてこの労務基本契約によることとされた。

（占領下の労務管理事務）

占領軍に提供される労働者の労務管理の事務は、終戦連絡中央事務局や厚生省が所管するなどの変遷を経て、昭和22年9月の特別調達庁の設置によって、同庁の事務とされたが、この事務の移管に際し、終戦連絡中央事務局は「特別調達庁が地方庁に実施を依頼すべき業務に関する件」（昭和22年10月27日付絡設総合第934号）を発出し、占領軍に提供される労働者の労務管理の事務が今後特別調達庁から地方庁に対して実施依頼される旨通知し、各都道府県は所要の体制を整備してこの事務に当たった。

（労働者の身分）

占領軍労働者は、特別調達庁が設立される直前の昭和22年7月30日現在、25万6,347名という膨大な数に達していた。占領軍労働者の労務管理については、我が国政府に雇用され国から給与を支給されつつ、占領軍の指揮監督の下、占領軍の業務に従事するという特殊性のほか、占領軍が占領軍労働者のストライキ等の就業停止行為を一切禁止するなどの問題もあった。

一方で、昭和23年7月1日に施行された「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）は、国の公務を担当し国から給与を受ける者は、その勤務の種類、勤務時間、勤務期間にかかわらずすべて国家公務員である旨規定したが、占領軍労働者はその雇用関係の特殊性から、国が雇用する者ではあるが、一般職、特別職のいずれの国家公務員でもないと解された。

同月22日、連合国軍最高司令官は政府に対して、公務員のストライキ等の禁止等を内容とする国家公務員法の改正を指示し、政府はこれを実現するため、法改正までの臨時的措置として、同月31日、「昭和23年7月22日付内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基づく臨時措置に関する政令」（昭和23年政令第201号）を施行して対応した。

ところが、この政令の規定によれば、占領軍労働者が公務員に当たるか否か疑義があったため、特別調達庁が臨時人事委員会（人事院の前身）に見解を求めたところ、同年8月30日、同委員会は占領軍労働者を国家公務員として取り扱う旨回答した。

（労働者の給与）

占領当初、占領軍労働者の給与は、予算の範囲内で各省ごとにその額が決定されていた国の雇用人の給与に準じて、所管官庁が大蔵省と協議した上でGHQの承認を得て決定していた。

昭和20年10月26日、当時の所管官庁である厚生省は、常勤の占領軍労働者の給与を日

給月額制とすることとし、24の職種に適用される「連合軍供出常用者給与基準表」を制定し、いわゆる「職種別給与」によることとした。

その後、昇給制度や諸手当が充実され、昭和22年8月には邸宅管理人、ハウスキーパー、ボーイ、メイド等9職種に適用される「連合軍家族宿舎要員給与規程」が制定され、また、昭和23年2月、外国語が必要な業務に従事する者に支給される語学加給が新設される等の制度の充実が図られた。

● 特別調達庁時代の物品・役務調達の問題

昭和22年9月の特別調達庁の発足により、物品・役務の調達も含め、占領軍が必要とする調達は一元的に同庁が担当することとなり、その範囲は、昭和22年8月23日、総理庁、外務省、大蔵省告示第1号により、同庁の主務大臣である内閣総理大臣、外務大臣及び大蔵大臣の指定に基づき占領軍が我が国に駐屯し活動するために必要な「すべての設備と便宜を提供すること」とされた。

当初、特別調達庁は、これらの業務を各都道府県に委任して実施することとし、「地方庁委任業務に関する件」（昭和22年12月31日付特調庶発第9号）を発出し、物品・役務の調達について、「PD（Procurement Demand：調達要求）処理の事務にしてその都度特別調達庁（支局を含む）より依頼するもの」を都道府県知事に委任する業務とした。

また、同庁は、同文書において、物品・役務の調達に係る業務処理方針として、「本庁及び支局所在地都道府県以外の各県における小工事」及び「役務業務」のそれぞれについて規定した。

具体的には、前者に関して、業者の決定については米第8軍司令部に連絡報告する必要から必ず特別調達庁本庁の同意を得ること、業者との契約は各都道府県が行うこと、所要の予算は各都道府県が直接特別調達庁本庁に要求すること等とした。

また、後者に関して、芸能の提供については原則として各都道府県が行うものの、その格付については特別調達庁本庁が行うこと、芸能及び施設の維持管理以外の役務については原則として特別調達庁が業者の決定、契約の締結等を行うこと等とした。

昭和23年1月以降、特別調達庁は、公法人のまま、逐次、終戦連絡中央事務局及び戦災復興院の調達業務を吸収しその業務の範囲を拡大し、例えば、内務省等が担当してきた道路の維持修理、建設等に関する占領軍からの要求については同年8月以降特別調達庁が担当することとされ、また、鉄道施設等の建設、改良等に関する占領軍からの要求についても同年12月以降同庁が担当すること等とされた。

その過程において、それまで都道府県に委任して実施することとしていた業務についても、同庁自ら実施することとなった。

このような特別調達庁の業務の拡大を背景として、同庁は、「連合軍調達事務移管に関する件」（昭和23年9月9日付特調庶発第9号）を発出し、従前、都道府県に委任して実施



特別調達庁の所在地の現況
 (東京都中央区日本橋1丁目13番
 (当時：同区日本橋江戸橋1丁目12番地付近))
 (撮影：上田功二)

させていた事務等を整理し、「小工事」及び「施設の維持管理」以外の業務については、同年10月1日以降発出されるPDに基づくすべての調達業務（積算、業者選定、入札、契約、支払等）を直接同庁が実施することとした。

以後、昭和24年6月の特別調達庁の行政機関化、昭和25年度の終戦処理費予算の総理府移管、同年6月の朝鮮戦争の勃発による「特需」など占領軍の調達をめぐる情勢は激しく変動したが、昭和27年4月の対日平和条約^{*1}の発効による我が国の独立回復までの間、特別調達庁

は一貫して占領軍の物品・役務調達の業務を担当し続けた。

II 駐留軍の調達と調達庁

● 旧安保条約と日米行政協定の発効

昭和26年9月8日、米国サンフランシスコにおいて、我が国と米国等47ヶ国との間で対日平和条約が調印され、昭和27年4月28日、その発効により、占領は終結して我が国は独立を回復した。

対日平和条約が調印された日、日米両政府は、旧安保条約^{*2}に調印した。

旧安保条約は、「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権限を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受託（第1条）」し、その「配備を規律する条件は、両国間の行政協定で決定する（第3条）」と規定した。

昭和27年2月28日、旧安保条約第3条の規定に基づく日米行政協定^{*3}が日米両政府により東京で調印されており、旧安保条約の発効と同時に発効した。

占領期間中の占領軍の調達は、占領軍の要求に基づき、特別調達庁が不動産、需品及び労務のすべてにわたって担当していたが、対日平和条約の発効後に旧安保条約及び日米行

*1 対日平和条約：日本国との平和条約（昭和27年条約第5号）

*2 旧安保条約：日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（昭和27年条約第4号）

*3 日米行政協定：日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定

政協定などに基づいて我が国に駐留する米軍は、不動産及び労務以外の工事、役務、需品等については、国内業者と直接契約することにより調達することとなった。

また、米軍は、旧安保条約第1条の施設・区域を使用することとなるため、日米両政府は、この新たな状況を視野に、同年2月28日、「岡崎・ラスク交換公文」に調印し、両国1名ずつの代表者及び所要の職員団で構成される予備作業班を設置し、ここで作成された取決めは日米行政協定発効日に日米合同委員会により引き継がせることとした。

予備作業班には、本会議のほか、財務、税、通信、出入国、気象、民間航空、調達、商港、工場、陸上演習場、海上演習場、住宅、賠償、裁判管轄権、郵政及び労務の合計16の分科委員会が設置され、同年3月4日の第1回会議を皮切りに、同年4月21日まで計9回の会議を開催し、各分野の問題について鋭意作業を進め、日米合同委員会に引き継がれた。

予備作業班では「岡崎・ラスク交換公文」に基づき、日米行政協定発効後速やかに施設・区域の使用に関する取決めを決定する必要があると、鋭意協議を重ね昭和27年3月6日の第3回会議において施設・区域の決定に際し考慮される12の一般原則が合意され、公表された。

調達庁本庁の組織（昭和27年8月1日現在）

長 官 次 長

総 務 部

監 察 官

調 停 官

総 務 課（機密、庁の機構、運営の企画調整、法令等の審査、官印の管守、文書、啓発広報）

人 事 課（職員の任免、服務、研修、医療、厚生、共済組合、儀式）

会 計 課（庁費の予算・決算・会計、行政財産、物品、庁内取締）

財 務 課（事業費の予算・決算・会計、特別調達資金の経理）

調 査 課（調査統計、占領軍調達史編さん、図書収集整理）

紛 議 処 理 課（訟務、旧連合国軍の調達に伴う苦情処理、賠償機械の賠償）

補 償 課（行政協定第18条の駐留軍の不法行為の賠償）

調 達 協 力 課（工事役務需品の調達、契約調停関係業務、返還物品、物価調査）

監 察 官 室（庁務の監査、会計検査院・行政管理庁の検査の連絡）

不 動 産 部

不 動 産 企 画 課（施設区域の提供の決定、部内の予算、統計、不動産審議会、部内の連絡調整）

不 動 産 管 理 課（不動産の賃借・買収・使用・収用、中間補償、漁船の操業制限、国有財産の通報）

不 動 産 補 償 課（不動産の返還に伴う補償・求償、漁業補償）

不 動 産 評 価 課（借上料、補償求償額の評価）

労 務 部

労 務 企 画 課（労務提供契約、駐留軍労働者の雇用提供、労働者の組織する団体、部内の連絡調整）

労 務 管 理 課（労務管理機構の整備運営、労務管理予算、特別調達資金の使用計画）

労 務 給 与 第 一 課（船員、水先人以外の労働者の給与及びそれらの調査・統計）

労 務 給 与 第 二 課（船員、水先人の給与、労働者の旅費、解雇退職手当）

労 務 厚 生 課（労働者の保健衛生、社会保険、宿舍等の整備・運営、労需物資の斡旋、福利厚生）

この一般原則に則り、日米間で鋭意協議を継続し、同年7月、ようやく合意がなり、同月25日、日米行政協定第2条1の「個々の施設及び区域に関する協定」を閣議決定した。

この協定は、本文及び二つの覚書と施設・区域の明細を示す附表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び附表（住宅施設）からなり、取り上げられた施設・区域は、一般施設611、海上演習場35、通信及びCIC施設119並びに住宅671に及ぶ。

これらの施設・区域の名称、所在地等は、同月26日の官報で外務省から公示された。

● 調達庁の設置と施設・区域の提供等

対日平和条約の発効に伴う我が国の占領の終結及び旧安保条約に基づく米軍の駐留という状況の激変を見据えて、昭和27年4月1日、特別調達庁は、米軍への施設・区域の提供等を所掌する総理府の外局たる調達庁として改組された。

施設・区域の提供等の事務は、当初「行政協定第二条により在日米軍に提供する施設及

東京調達局の組織図（昭和27年8月1日現在）

局 長	次 長
総 務 部	
総 務 課	（機密、局の機構、運営の企画調整、官印の管守、文書、職員の職階・給与・服務・研修・医療・厚生、共済組合、統計、図書の収集整理）
会 計 課	（庁費の予算・決算・会計、行政財産、物品、局内の取締）
経 理 第 一 課	（事業費等の支出負担行為の確認、収入の調査決定、支払請求書の受理・審査・決定）
経 理 第 二 課	（事業費等の出納・記録・統計・諸報告）
監 査 課	（局務の監査、会計検査院・行政管理庁の検査の連絡）
事 業 部	
紛 議 処 理 課	（訟務、旧連合国軍の調達に伴う苦情処理、賠償機械の補償）
補 償 課	（行政協定第18条の駐留軍の不法行為の賠償）
工 事 需 品 協 力 課	（工事、需品の調達・契約調停、物価調査、返還物品の精算）
役 務 協 力 課	（役務の調達・契約調停、賠償機械の返還）
管 材 課	（返還物品（積算を除く））
労 務 課	（駐留軍労働者のための賃金等の調査、駐留軍労働者に関し都道府県知事の指導・連絡・調整）
不 動 産 部	
不 動 産 総 括 課	（部内業務の総括、不動産及び漁業補償の経費の予算、不動産の統計、審議会、庶務）
不 動 産 管 理 課	（不動産の賃借・買収の契約、漁船の操業制限、不動産の引渡・管理・返還、国有財産の通報）
不 動 産 調 査 第 一 課	（不動産の調達及び漁船の操業制限の調査）
不 動 産 調 査 第 二 課	（不動産の返還・補償の調査、漁船の操業制限補償の調査）
不 動 産 補 償 課	（不動産の返還・補償・求償）
不 動 産 評 価 第 一 課	（不動産の賃借料・買収額、漁船の操業制限に伴う損失補償額の評価）
不 動 産 評 価 第 二 課	（不動産の返還に伴う補償額・利得額の評価）

東京調達局以外の調達局の組織図（昭和27年8月1日現在）

局長		
総務部		
総務課	(機密、局の機構、運営の企画調整、官印の管守、文書、職員の職階・給与・服務・研修・医療・厚生、共済組合、統計、図書収集整理)	
会計課	(庁費の予算・決算・会計、行政財産、物品、局内の取締)	
経理課	(事業費等の予算・決算・会計)	
監査課	(局務、委任事務の監査)	
事業部		
紛議処理課	(訟務、旧連合国軍の調達に伴う苦情処理、賠償機械の補償)	} 札幌、名古屋、福岡のみ
補償課	(行政協定第18条の駐留軍の不法行為の賠償)	
調達協力課	(工事、役務、需品の調達・契約調停、返還物品、賠償物件返還、物価調査)	
労務課	(労務提供の都道府県との連絡調整、諸給与、労務条件の調査)	
紛議処理課	(訟務、旧連合国軍の調達に伴う苦情処理、賠償機械の補償)	} 仙台、横浜、大阪、福岡のみ
補償課	(行政協定第18条の駐留軍の不法行為の賠償、賠償機械に伴う補償)	
工事役務協力課	(工事、役務の調達・契約調停、賠償機械の返還)	
需品協力課	(需品の調達・契約調停、返還物品、物価調査)	
労務課	(駐留軍労働者の給与決定のための賃金調査、駐留軍労務に関し都道府県知事の指導・連絡調整)	
不動産部		
不動産管理課	(施設区域の決定、不動産の賃借買収の契約、中間補償、漁船の操業制限、国有財産の通報、審議会、部内予算等)	} 札幌、仙台、名古屋、福岡のみ
不動産調査課	(不動産の提供、返還に要する調査、漁船の操業制限の調査)	
不動産補償課	(不動産の返還に伴う補償・求償、漁船操業制限に伴う補償)	
不動産評価課	(不動産の賃借料、買収額、補償額の評価)	
不動産総括課	(施設区域の決定、審議会、部内の予算等連絡調整)	
不動産管理課	(不動産の賃借・買収の契約、中間補償、漁船の操業制限、国有財産の通報)	} 横浜、大阪局のみ
不動産調査第一課	(不動産の提供、返還等の調査確認、漁船の操業制限の実施の調査)	
不動産調査第二課	(不動産の返還に伴う調査・確認)	
不動産補償課	(不動産の返還に伴う補償・求償、漁船の操業制限に伴う補償)	
不動産評価第一課	(不動産の賃借料・買収額、中間補償の額の評価)	
不動産評価第二課	(不動産の返還に伴う補償額・利得額の評価、漁船の操業制限に伴う補償額の評価)	

び区域を決定する件」(昭和27年6月27日事務次官会議了解)に基づいて処理されていたが、関係省庁間の国内事務の分担が必ずしも明確でなかったという問題があった。

具体的には、日米行政協定発効後の施設・区域の提供事務は、

- ① 米軍から提供要求があってから日米合同委員会で検討が行われ、次に、提供を内定し、閣議決定を行うまでの事務
- ② 提供が決定された施設・区域について民有・公有の部分に係る正当な補償を経て、政府がその使用权を取得するための事務

に大別される。

当時、①については関係各省がそれぞれの所掌に応じて必要な折衝等を行っており、②については調達庁が行っていたが、①及び②は密接不可分な関係にあることから、調達庁はこれを是正して事務処理の合理化を図るため、施設・区域の提供等を法的に所掌する調達庁が一括して所掌し、関係省庁がこれに協力する体制を整えることが必要と考え関係省庁と折衝を行った。

この結果、昭和28年9月、調達庁と外務省等の関係省庁との間で、

- ① 協定締結に関する対米交渉は外務省の責任で行うこと。
- ② 米軍から施設・区域の提供等の要求があつてから、これを引き渡すまでの国内措置は、他の行政機関（注：調達庁）で一元的に行うこと。

について合意が成立し、この旨、同年10月27日、「在日合衆国軍に対する施設区域の提供ならびに返還手続に関する件」として閣議了解された。

この閣議了解は、調達庁にとって極めて重要であり、画期的意義を有するものであった。

このような施設・区域の提供等に関する国内事務の一元化に至ったのは、後述する「内灘演習場問題」において、調達庁を含めた関係省庁の対応が不統一であり、政府部内のみならず国会でも問題視されたことに原因があるとされている。

調達庁は、上記閣議了解により、それまで外務省が担当していた対米交渉に係る事務のうち、現地調査、当該施設・区域所在の知事等関係人からの意見聴取、提供の適否の判断等の事務をも担当することとなり、同年11月12日、関係法令を改正し、調達庁不動産部に連絡調整室を設置し連絡調整官5名以内を置く等を内容とする体制強化を図った。

● 調達庁時代の施設・区域の提供等の問題

占領期間中、占領軍は多数の土地、建物等を接収し、これに伴う有形、無形の問題が全国各地で発生した。

しかし、国民は、これらの問題が占領に起因する暫定的なものであり、将来いつか終了する問題であること、占領軍の強権の前には多少の問題は受忍すべきであろうとの意識等により、占領期間中、これらの問題が社会の表面に紛争という形で表れることはほとんどなかった。

これを示す例として、山形県北村山郡戸沢村（大滝根演習場の所在地）後藤村長の昭和28年7月10日の衆議院外務委員会での意見陳述を挙げることができよう。

（略）演習用地は昭和22年12月30日からすでに接収されているという話を聞き、接収地という言葉は、昭和24年4月20日初めて耳にしたので、村民も驚き、それで立入り禁止地域となったことについて村民の一部から質問もありましたが、特調（注：特別調達庁）官吏の回答には、演習並びに射撃をしないときは立入りするもさしつかえなからうかと思われると申されました。

これに対して村民も不安でおりましたが、戦争に負けたわれわれ国民として堪え忍ばねばならぬと思い、食糧その他の増産にはもとより努力して、進駐軍に対してもできる限りの協力をして、幾多の悲劇や被害、損失あるとも後日政府においても補償され、立入り等についても還元されるものと思いを深くして、政府の事業なるを感じ、駐留軍の演習等に対してはほんとうに協力してきたのであります（略）

しかし、昭和27年4月の対日平和条約の発効後、我が国が独立を回復したものの、占領軍の接収地であった土地がほとんどそのまま日米行政協定上の施設・区域として米軍に提供されている状況を不満として、直接・間接に被害を受けていたそれらの地域住民は各地でこれに対する抗議の声を上げるようになり、いわゆる「基地問題」として顕在化することとなった。

そもそも「基地問題」とはどのような問題と考えるべきか。これに対して鈴木昇氏（当時：調達庁不動産部次長）は以下のように解説している。

「基地問題」は土地建物の接収による地主、小作人等の経済的問題、あるいは基地設定後の風紀、犯罪、事故、災害等の影響防止に関する問題、駐留軍労務者に対する問題などのほか、各種の損失補償問題など基地の設定をめぐり、あるいは基地の設定から派生し、または基地に関する政治的、社会的、経済的又は軍事的諸問題等を含めて提起されている。

【「国防研究（第1号）」昭和37年7月】

また、上平輝夫氏（当時：内閣総理大臣官房審議室参事官）は「基地問題」の経緯、性格等を以下のように評価、解説している。

元来は地元民の補償要求を中心とした経済的闘争的な性格の運動が、「軍事基地絶対反対」の立場をとる外部勢力が介入することにより、次第に複雑な性格の政治的問題へと発展し、地元民の運動は、いつの間にか軍事基地絶対反対というイデオロギー的色彩の濃い政治闘争にすりかえられ、運動の主導権もこれら外部勢力の手に移る、というような事案がいくつか発生するようになってきた。砂川問題、内灘問題などは、その代表的なものといえよう。

【政府の窓（昭和36年7月1日号）】

先述した山形県北村山郡戸沢村後藤村長の意見陳述は、昭和27年11月から昭和28年7月までの間、衆議院外務委員会等が基地をめぐる問題を明らかにするため地元の代表者を呼んで実情を聴取した際のものである。

同じ時期、武蔵野宿舎（東京都）、串本通信施設（和歌山県）、キャンプ奈良D地区（奈

出張所の配置の状況（昭和27年8月1日現在）

区 分	出 張 所 名
札幌局	千歳、函館
仙台局	青森、三沢、八戸、盛岡、秋田、山形、矢本、福島、新潟
東京局	長野、宇都宮、前橋、水戸、太田、浦和、朝霞、入間川、横田、東立川、西立川、府中、千葉
横浜局	甲府、横須賀、静岡、武山、座間、富士
名古屋局	富山、金沢、岐阜、津
大阪局	舞鶴、福井、大津、京都、奈良、伊丹、神戸、和歌山
呉局	岡山、鳥取、美保、松江、山口、岩国、高松、徳島、高知、松山
福岡局	小倉、芦屋、西戸崎、春日原、佐賀、佐世保、長崎、熊本、宮崎、別府、鹿児島

良県）、饗庭野演習場（滋賀県）、辻堂演習場（神奈川県）等の施設・区域が国会で取り上げられ、その所在地の首長等が意見陳述を行っている。

ここでは、防衛施設庁設置前（特別調達庁及び調達庁時代）の代表的な「基地問題」として、この時国会でも取り上げられた、豊海演習場（千葉県）、内灘演習場（石川県）及び立川飛行場（東京都）をめぐる問題及びその経緯等を概説する。

【豊海演習場（千葉県）の提供をめぐる問題】

（占領下の状況）

昭和23年4月、米第8軍はPDにより、千葉県九十九里浜の中央部に位置する豊海町（現九十九里町）を中心とする海浜約2.5km、面積約86万6,000m²を陸軍砲兵部隊の演習場として接収するとともに、演習のため海岸の砲座を中心とする110°の半径約7.3kmの区域及び同じ砲座を中心とする90°の半径20kmの二つの制限水域を設定した。

これにより、漁民だけでなく漁業を基盤とする地場産業は深刻な影響を受け、米軍人による事件や風紀上の問題が発生したこともあり、「基地反対」、「米軍即時撤退」というスローガンを掲げた住民運動が生起するに至った。

政府はこの状況を深刻に受け止め、豊海演習場を含めて各地で発生している占領軍の演習に起因する漁業被害に対する補償を行うこととし、昭和25年7月21日、「占領軍の演習による漁業者の被る損害の補償要綱」を閣議決定した。

豊海演習場に関しては、水産庁から関係者に対して、昭和25年度（昭和23年度及び昭和24年度分）に7,500万円、昭和26年度（昭和25年度及び昭和26年度分）に8,900万円が支払われ事態はいったん収拾した。

（対日平和条約発効後の状況）

しかし、豊海演習場の区域内に数百戸の民家が所在することが主たる原因となり、同演習場の返還を要求する運動が継続する中、昭和27年7月26日、同演習場は片貝高射砲射撃訓練場と名称変更し、「保留施設」として対日平和条約発効後も行政協定第2条に基づ

く施設・区域として米軍に提供された。

昭和28年5月1日の日米合同委員会において、同訓練場を使用する曜日、時間、1日当たりの使用時間等を限定する条件を日米間で決定したが、地元の補償要求は施設・区域としての提供を契機としてますます活発となり、小規模漁業者、水産加工業者等を中心として、「基地撤去」、「反米闘争」等をスローガンとする運動が行われ、昭和29年1月、豊海演習基地対策実行委員会から「豊海米軍射撃場撤退についての請願書」が国会に提出されるに至った。

一方で、同訓練場の運用に伴う地元関係者への補償は、昭和28年度（昭和27年度分）に2億2,700万円、昭和29年度（昭和28年度分）に1億6,200万円が調達庁から支払われた。これらは全国と同種の漁業補償額の4分の1から3分の1を占める規模であった。

その後、同訓練場をめぐるのは、昭和29年12月、千葉県知事から同訓練場の運用に伴う陸上被害に対する補償が不十分であり、これを促進するため、町道、橋梁、個人建物等の被害の補償と、消防関係施設、青少年関係施設の整備を求める旨の要望書が調達庁に提出された。

調達庁は、これらの問題を解決するため、同訓練場について、使用目的上必要最小限度の区域以外の区域を極力返還すべく米側と交渉を重ね、昭和32年3月15日、閣議決定を行い、陸上部分等を豊海演習場として継続使用させる手続をとった。

同演習場は、昭和33年3月の返還に至るまで、漁網破損、家屋破損、射撃音の魚群回遊への影響等の問題が絶えることがなく、調達庁が取り扱った補償等は、家屋移転料506万4,000円、見舞金1,842万4,000円、特別損失補償費60万8,000円、漁業補償費5億2,952万6,000円という膨大なものとなった。

また、昭和28年度、調達庁は、同演習場周辺に所在する豊海小学校、豊海中学校及び白里小学校の3校に対して同演習場の射撃音に係る防音工事を実施したが、これが同庁が実施した防音工事の始まりとされている。



米軍による豊海演習場での演習
(提供：毎日新聞社)

【内灘演習場（石川県）の提供をめぐる問題】

（提供要求、地元調整及び補償等の実施）

朝鮮戦争の勃発により、占領軍から我が国産業界への発注は増加し、我が国産業界は迫撃砲弾、砲弾、航空機整備用工作機械等の占領軍からの受注を増加させた。

これを背景として、昭和27年9月の日米合同委員会において、米側は我が国内で調達した砲弾の性能検査をする試射場を新たに1ヶ所提供することを日本側に提案した。

政府は、用地の広狭、地形、気象、交通の便等の様々な見地からこの提案を検討し、また、農漁業者等の日常生活に与える影響を考慮の上、内灘（石川県内灘村、現内灘町）が最適地と判断した。

当地は、かつて旧陸軍第9師団が砲兵実弾射撃場として使用していたが、戦後は農林省所管の開拓地となっており、内灘村の住民約7,000名の大多数は漁業者でその収入の大部分は沿岸漁業、内水面漁業によっていた。

このため、内灘村の住民は試射場が設置された場合にはたちまち明日の生活に困るなどとして「接收反対」を表明した。

政府は、同年11月27日、地元選出の林家国務大臣を地元説得のため現地に赴かせたが、金沢駅前では約2,000名による「接收反対」のデモが行われるなどした。

しかし、林家国務大臣等の説得により、内灘村は同月30日に緊急村議会を開催し、条件付きで昭和28年1月1日から同年4月30日までの使用を認めるに至った。

政府は、昭和27年12月5日、関係町村への総額1億円の一時金の交付等の措置を含む「内灘演習場一時使用に関する件」を閣議了解し、同演習場の提供手続を実施した。

なお、政府は、この一時金以外にも、昭和28年1月22日、内灘村長に対して、文化施設費として500万円の見舞金を交付したのをはじめ、演習場内の3万坪の民有地の土地借上料として約7万5,000円、建物の除去補償費として約290万円、動産の移転料として約40万円等を、それぞれ関係者に支払うとともに、漁業者に対しては同演習場の4ヶ月の使用期間に係る漁業制限に伴う損失補償として約1,720万円を支払った。

（継続使用と政府声明）

内灘演習場の使用期間は、先述のとおり4ヶ月間とされたが、試射をする砲弾の生産が遅れたことにより、実際の試射は昭和28年3月中旬からようやく開始された。



内灘演習場内着弾地で座り込みをする地元住民
（提供：毎日新聞社）

このため、政府は、同演習場を同年5月以降も継続して米軍に使用させるために地元の同意を得るべく、外務省、農林省及び調達庁の担当者を現地に派遣して折衝させたが不調に終わり、内灘村議会及び石川県議会は相次いで継続使用の反対決議を行った。

他方で、我が国産業界からは、試射ができないことを理由として、政府に対して損失補償の要求がなされる事態となった。これらも踏まえ、政府は、施設・区域の提供が我が国の義務であること等から、内灘演習場の継続

使用はやむを得ないとして、昭和28年6月2日、「内灘の期限を定めない継続使用の方針」を閣議決定し、地元住民等からの継続使用の必要性の理解を得るため、同日、政府声明を公表した。

しかし、内灘村議会及び石川県議会は、ともに継続使用絶対反対の立場を変えず、同年5月14日、石川県知事、同県議会副議長が反対陳情のため上京するなど地元は使用再開に強い反対を示し、さらに労働組合、革新団体等が加わり、継続使用反対の運動は激しさを増した。

（政治問題化～「内灘闘争」へ～）

地元住民等は、労働組合、革新団体等の支援を得て、演習場の着弾地点（権現森）への座り込み、漁船による制限水域内での操業など「内灘闘争」と言われる過激な反対運動を展開した。

試射再開日の昭和28年6月15日、演習場内では地元住民等が徹夜で座り込みをしたためこれを警察が排除し、ようやく午前8時から試射が再開されたが、その後も「内灘闘争」は、大衆を背景とし、経済的な性格の闘争が政治的な闘争へ性格を変え、世上大きく取り上げられ、国会においても参考人から地元情勢を聴取し、政府・議員間で盛んに質疑が行われるに至った。

このように政治問題化した「内灘闘争」も、同年8月頃からは反対運動に足並みの乱れが見え始め、内灘村民の中にも村外者を排除して自主性をもって村民自身で決定しようとの意見も出始めた。

また、政府も、地元対策として、砂地を農地とするための灌漑用水路の建設（2億5,000万円）、遠洋漁業を可能とする漁港の整備（6,000万円）、内灘村を縦断して金沢市に至る交通産業道路の建設（2億4,000万円）等の施策を地元へ提示し、地元も歩み寄りを見せることとなった。

そこで、石川県は、内灘村と政府との間の調整に当たり、同年9月15日、政府（田中内閣官房副長官）と地元（柴野石川県知事、中山内灘村長）との間で「内灘試射場使用に関する覚書」が交換され、ようやく事態は収拾に向かった。

その後、政府は、関係者に対する補償として、先述の「内灘演習場の一時使用に関する件」に基づき、内灘村に対して5,500万円の見舞金（対象となる1戸当たり約5万円）を手始めに500万円を追加支給したほか、漁業、動産、不動産、公共事業費等各種の補助を実施し、返還後も補償及び各種の現状回復措置を行い、内灘演習場に関して支払われた経費の総額は約8億5,000万円を超えるといわれる。

「内灘闘争」の舞台となった内灘演習場は、昭和32年1月31日、使用廃止され、現在は接收前の静かな浜と海に戻っている。

（施設・区域提供に係る国内事務の一元化）

内灘演習場の問題は、先述したとおり、政府における施設・区域提供に関する国内事務の一元化という副次的な結果をもたらした。

本問題に関して、当初、外務省が主体となり関係省庁とともに予備調査を行い、その後、昭和27年12月、調達庁（名古屋調達局）が用地等の所有関係、農漁業の状況についての詳細な調査を実施した。

また、調達庁は、先述した「内灘演習場の一時使用に関する件」に基づく見舞金、漁業補償金の支払い及び「内灘試射場使用に関する覚書」に基づく土地借上料の支払い等の補償の面でかかわった。

一方、地元及び米側との間の折衝は主として外務省が担当し、国会においても外務省国際協力局長が主として答弁に当たり、調達庁長官は補償の面での補完的な答弁を行うにとどまった。

このような政府の二元的な対応は国会の場でも非能率との指摘を受け、調達庁担当者の間においても、単に補償のみを担当し絶えず問題の下働きに甘んずることに士気を喪失するという状況も見られるようになった。

以上の状況から、調達庁が主導して、昭和28年10月27日、「在日合衆国に対する施設・区域ならびに返還手続に関する件」が閣議了解され、施設・区域の提供、返還に関する国内事務は、同庁が一元的に行う体制が確立されたのである。

【立川飛行場（東京都）拡張をめぐる問題】

（5 飛行場拡張問題）

第2次世界大戦末期に実用化したジェット機は、その後飛躍的な進歩を遂げ、対日平和条約の発効後の昭和27年半ば頃には既に世界各国で防空任務における主役となっていた。

米軍も、極東の情勢を踏まえ、我が国に高性能ジェット機を相当数配備する計画を有するに至ったが、ジェット機配備のためにはレシプロ機よりも長い滑走路と広い安全地帯を必要とすることから、日米行政協定上の施設・区域として使用している飛行場の拡張について検討を重ねた。

その結果、米軍は、日米合同委員会において、昭和29年1月29日、木更津飛行場の拡張を、また、同年3月15日、新潟飛行場、小牧飛行場、横田飛行場、伊丹飛行場（これについては後に他の飛行場と切り離して検討することとなった。）及び立川飛行場の拡張を政府に要求するに至った。

これらの飛行場の拡張問題は新たな土地の取得を伴うこともあり、重大な政治問題と化して国会等で取り上げられ、事態は複雑化かつ深刻化した。

とりわけ、立川飛行場については、拡張予定地に当たる砂川町長が絶対反対を主張して譲らず、外部の支援団体の強力な支援の下、基地拡張反対闘争が続けられ、昭和30年11月、昭和31年9月及び昭和32年7月の3回にわたり、現地において調達庁職員等からなる

測量隊と地元反対団体及び外部支援団体が衝突し、大きな政治問題と化した。

なお、昭和30年の読売新聞の読者投票による「10大ニュース」で「砂川基地闘争」が第3位に、また、翌31年に「砂川基地拡張反対闘争」が第4位に選ばれており、国会においても、第22回国会（特別会）でこの問題に対して質問が集中した。

政府は、これらの飛行場拡張については、新たな土地の取得を伴い相当の経費を要すること及び国民生活等に相当の影響を与えることとなり、また、内灘演習場等他の施設・区域をめぐる問題も生起していたことから、米側の要求の実現は大変な困難を伴うと予想していた。

しかしながら、旧安保条約及び日米行政協定の趣旨や、航空機のジェット化という時代の趨勢を踏まえれば、基本的には米側の要求に応ずるべきとして、調達庁、外務省等の関係省庁間で調査、検討が進められた。

結果、調達庁としては、昭和29年9月16日、必要最小限度の拡張はやむを得ないとして、外務、大蔵、農林及び運輸の各省と協議し、これらの各省から了解を得た上で、調達庁及び外務省により本件についての閣議了解を得て、この旨在日米軍司令部に回答した。

調達庁にとっては、これらの飛行場拡張要求への対応が東京都、千葉県、新潟県、愛知県及び大阪府の広範囲にわたり、また、同時並行的に実施されるという、かつてない提供施設業務であることから、昭和30年4月1日、「臨時特殊施設区域対策本部設置規則」（昭和30年調達庁訓令第2号）を制定して同本部にこれらの事務を専管させる体制を整えた。

（立川飛行場の拡張に伴う立入調査等）

昭和30年5月6日、東京調達局次長は宮崎砂川町長と面会し、立川飛行場拡張計画に関する協力を申し入れたが、同町長は、同町長及び対象土地所有者等により「砂川町基地拡張反対期成同盟」を結成したとして、本計画に対して聞く耳を持たないとの態度で終始した。

同月11日、東京調達局長は、文書により砂川町長に対して立入調査への協力を要請したが、交渉の糸口を見いだすことはできず、同月12日、砂川町議会は全会一致で基地拡張絶対反対の決議を可決し、これに各種の政治団体、労働組合等が支援し、基地拡張阻止の体制を整えた。

東京調達局は、あくまでも話し合いによる解決を目指したが、同意が得られず、やむなく、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（特措法）」（昭和27年法律第140号）による手続に入ることにした。

しかしながら、東京調達局長は、特措法の規定に基づく手続についても砂川町長の協力を得ることができなかったことから、まずは特措法と関係のない五日市街道の測量調査を実施することとし、昭和30年6月30日から同年7月2日までの間測量を実施したところ、約200～1,000名にも及ぶ地元住民、支援団体等から激しい妨害を受け負傷者が出たため、中止せざるを得ない事態となった。



立川飛行場の拡張に反対する集会
(提供：毎日新聞社)

地元民3名及び支援者等125名は、同年7月2日及び同月5日、東京地方裁判所に対してこの測量調査に係る立入禁止の仮処分を申請したが、同月21日、東京地方裁判所はいずれも却下の決定を下した。

政府は、飛行場拡張問題に関する国民の認識と理解を深め協力を求めるため、同年8月5日、閣議決定の上「飛行場拡張に関する政府声明」を発表した。

同日、東京調達局長は「砂川町基地拡張反対期成同盟」及び「砂川町基地問題臨時処理協議会（条件付協力派）」の双方に協力を求めたが、反対派は同日約2,500名を動員して「立川基地拡張反対闘争支援決起大会」を開いた。

調達庁は、同年8月24日、対象土地の一部への立入調査を実施したが、地元民等の妨害を受け作業不能の状態が続いた。

このような経過を経て同年9月を迎えたが、地元は絶対反対から一步も譲歩せず、調達庁はやむなく立入調査強行の決意を固め、改めて東京都知事及び砂川町長に立入の通知を行い、同月13日及び14日、警察官2,000名の警護を得て、五日市街道及び対象土地の一部に7本の杭を打ち込む作業を行った。

これに対して反対派は、2,000名を動員し、スクラムを組んだり、座り込んだりして測量を阻止し、警察官との間で小競り合いとなり双方に相当数の負傷者を出したが、28名の検挙者が出るに至り、反対派の組織的妨害は終息し、作業は同日午後3時40分頃までには終了した。

これを受け、政府は、同年9月20日、立川飛行場及び小牧飛行場の拡張を閣議決定した。

(第1次砂川事件)

調達庁は、上記の閣議決定を受け、まずは飛行場の滑走路延長に必要な土地等を取得することとし、対象土地の反対派所有者の土地等に対する使用権原取得の準備を進めた。

一方で、東京調達局は土地所有者等との話し合いを継続し、局長名の文書により協力を依頼するとともに、昭和30年9月27日及び28日、戸別訪問により協力依頼をしたが反対派に阻まれ不調に終わった。

そこで、東京調達局長は、特措法の規定による収用の認定申請に必要な所有者又は関係者の意見書を徴するため、同月30日、文書を発出し、回答期限である同年10月5日を経過した同月8日、内閣総理大臣に収用認定を受けるため、滑走路工事に必要な第1次の約

6万3,000m²、土地等所有者40名の申請を行い、同月14日収用認定を受け、公告し認定通知書を土地等所有者に送付した。

これらの土地等所有者はこの通知書の受領を拒否したばかりか、28名の者は同月22日内閣総理大臣を相手として、東京地方裁判所に訴訟を提起した。

このような中、東京調達局は同年11月1日から対象土地の測量を開始し、一部の地元反対派の妨害はあったものの、警察官の警護を受けつつ作業を進め、同月10日、予定していた測量を終了した。

同年10月25日、条件付協力派である「砂川町基地対策連盟」は、飛行場拡張に関する政府声明は尊重するが、生活権を守るため1戸当たり50万円の慰謝料を支給すること等の30項目を東京調達局に対して要求した。

この取扱いについて調達庁及び関係省庁が協議した結果、同年12月23日、「飛行場拡張用地内の土地等の所有者および関係人に対する協力謝金の支給について」が閣議了解され、土地及び建物の別により、それぞれ5万円から35万円までの7段階に区分した謝金を支給し、この要求に応えることとされた。

その後、調達庁は円満解決に向けて、例えば、昭和31年1月25日、調達庁長官が安井東京都知事の斡旋により反対派代表と会見し、円満解決を要望するなど努力を重ねたが、地元の絶対反対の態度を変えるには至らなかった。

そこで調達庁は、これ以上の遅延は条約上の責任からも許されないとして、同年4月27日、17名の土地等所有者、約4万4,670m²について、また、同年10月8日、土地等所有者2名、約916m²について、それぞれ土地細目の協議書を発送した。

また、同年6月19日、3名の土地等所有者、約9,520m²について、また、同年7月12日、14名の土地等所有者、約3万5,150m²について、それぞれ東京都収用委員会に対する収用裁決を申請し、さらに、同年10月15日、2名の土地等所有者、約916m²について、同様の収用裁決を申請した。

他方で、東京調達局は、当初は反対派であった土地等所有者に対する説得にも鋭意努力し、同年9月1日現在、土地等所有者131名のうち66名から同意を得ることができた。

(第2次砂川事件)

続いて調達庁は、滑走路と一体をなす誘導路に必要となる土地約3万3,000m²の取得に取りかかり、同意を得るべく土地等所有者28名と交渉を行い、大部分の者から同意を得たが反対派からは同意を得られなかった。

東京調達局長は、反対派の約9,900m²の土地等について特措法の適用はやむを得ないと判断し、昭和31年8月2日、内閣総理大臣に収用認定を申請し、同年9月10日、収用認定を受けた。

東京調達局長は、収用認定を受けた土地等について収用裁決に必要な測地測量を実施することとし、同年10月1日から同月6日までの間土地等所有者に立入調査の立会を要請し

たが回答がなく、砂川町長に立会を要請したがこれも回答がなかったことから、東京都知事に立会を要請し実施した。

この測量に対して、地元反対派、支援団体等が妨害し、1本の杭を打つだけで終了せざるを得ず、この妨害で東京調達局職員2名、東京都職員1名及び測量会社社員1名の計4名が軽傷を負った。

このような妨害が引き続くことから、東京調達局長はやむなく警官隊の出動を要請し、同月12日、妨害を排除したが、この際、双方に100名以上の負傷者を出し測量は実施できなかった。

翌13日、警官隊の警護を受け作業が行われたが、激しい妨害により、警察官、地元民等ともに負傷者が続出し、その数800名以上に及んだが予定の作業を終了することができた。

東京調達局は、このような労苦を経て、昭和32年3月25日、これらの土地等の収用裁決を東京都収用委員会に申請した。

(第3次砂川事件)

地元反対派は、既に提供している土地についても本件拡張反対運動に連動させ、昭和31年度の賃貸借契約の更新に同意しないこととし、うち7名の反対派は、昭和31年4月27日国と契約している約3万8,000m²の土地の明け渡しを国に求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。

これに対して、東京調達局長は、条約上の我が国の義務履行のため、これらの土地の使用権原を安定化させるためには特措法を適用する必要があると判断し、同年6月19日、これらの土地等の使用認定を内閣総理大臣に申請し、同年8月14日、使用認定を受けた。

東京調達局長は、これを受け、使用裁決に必要な土地等調書作成のため、昭和32年7月8日から測量を実施することとし、必要な予備測量を同年6月27日に実施した。

これに対して、反対派は実力で測量を阻止し、反対派を支援していた7名の労働組合員が施設の外柵を破壊し施設・区域内に乱入し、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う刑事特別法（刑事特別法）」（昭和27年法律第138号）を適用され警察に逮捕された。

ところが、昭和34年3月30日、東京地方裁判所は、「米軍の駐留は、憲法第9条に違反するから、これを前提とする刑事特別法は憲法第31条に違反して無効である」旨の判決を下した（いわゆる伊達判決）。

検察側は、この判決を不服として、最高裁判所に跳躍上告した結果、同年12月16日、最高裁判所は、「米国の駐留を規定した安全保障条約は、主権国としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有し、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、内閣および国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点が少なくなく、右違憲なりや否やの法的判断は、司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のもの

であり、従って一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものである。」とのいわゆる「統治行為論」を採用して原判決を破棄して東京地方裁判所に差し戻すとの判決を下し、この結果、最終的には、被告全員が有罪（罰金刑）となった。

（立川飛行場のその後）

東京調達局は、立川飛行場の拡張に必要な土地等の取得について、公法上の取得と並行して、話し合いによる取得にも努力し、最終的に拡張予定地の90%に相当する約25万5,000m²の土地の買収を完了した。

しかしながら、昭和29年3月の米軍からの飛行場拡張の要求から14年が経過し、自衛隊の質的量的充実が進んだこと等の理由により、昭和43年12月20日、米側は、政府に対して立川飛行場の滑走路延長の中止を表明するに至った。

これを受けて、政府は所要の閣議決定の手續を行い、立川飛行場の拡張問題に終止符を打った。

米軍の立川飛行場の使用は昭和44年12月8日にすべて終了し、昭和52年11月30日、その全部が返還され、その大半が国営昭和記念公園、立川防災基地及び陸上自衛隊立川駐屯地として使用されることとなり現在に至っている。

● 調達庁時代の米軍労働者の問題

日米行政協定第12条4は、米軍労働者の雇用等について「合衆国軍隊又は軍属の現地の労務に対する需要は、日本国の当局の援助を得て充足される」と規定したことから、これらの者については、我が国政府を雇用主とする間接雇用方式により雇用され米軍に提供されることとなった。

調達庁は、旧安保条約及び日米行政協定の発効後の米軍労働者の取扱いについて、これまで労働者保護に係る我が国労働法が必ずしも円滑に適用されなかった等の問題があったことを踏まえ、早くから以下のような方針により、米軍、関係省庁、労働組合等との交渉に当たっていた。

- ① 米軍労働者の労働関係はすべて我が国労働法により律すること。
- ② 米軍労働者は我が国政府が雇用し、米軍は我が国政府から労務の提供を受けること。
米軍は明示した職務の遂行に関する使用上の指揮監督権のみを有し、その他の雇用上の権限と責任は一切我が国政府にあること。
- ③ 雇用者たる我が国政府と使用者たる米軍との間の問題は、日米合同委員会で定めること。

その結果、昭和27年6月10日公布施行された「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施等に伴い国

家公務員法等の一部を改正する等の法律」(昭和27年法律第174号)の第8条において米軍労働者の身分を国家公務員でないとし、第9条においてその給与、勤務条件は、生計費、国家公務員及び民間事業の従業員の給与、勤務条件を考慮して調達庁長官が定めるとされたことと相まって、調達庁と米側との間で、同年6月から約5年半の困難な交渉を経て、昭和32年9月18日、上記の方針にほぼ沿った米軍労働者の人事管理における日米共同管理の原則の確立を含む基本労務契約28000号(MLC)が締結され、船員契約29000号(MC)もこれに続いて締結され、それぞれ発効した。これらの契約による米軍労働者は、MLC117,576名、MC1,016名であった。

一方、この時期においては、昭和32年6月21日の「岸・アイゼンハウアー共同声明」により米陸軍部隊が我が国から撤退することとなったことから、米軍労働者の大規模な人員整理が生起し、深刻な問題となった。

同年8月1日、米国防総省は第1騎兵師団を我が国から撤退させる旨発表した。政府は、同師団に関係する米軍労働者約1万名の再就職、就業対策を早急に樹立することが求められた。

政府は、これらの大規模な人員整理に対応するため、「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」(昭和32年9月24日閣議決定)により、この人員整理に伴い離職することとなる者に対して、職業補導の拡充、就職斡旋の強化、離職者が行う事業の育成等の諸施策に政府全体として従前以上に取り組むこととした。

また、政府は、「退職した駐留軍労務者に対する特別給付金の支給について」(昭和33年3月25日閣議決定)により、昭和32年6月22日以降米軍部隊の米本国への引き揚げ、配備の変更、米軍の予算削減等により離職を余儀なくされた者に対し「特別給付金」を支給することとし、離職者の生活支援のための施策の充実を図った。この特別給付金は、離職者又はその遺族の申請に基づき、当該離職者の勤続年数の別に応じて、3,000円、6,000円又は1万円のいずれかの額を支給するものであった。

これらの特別給付金の支給をはじめとする離職者に係る措置は、後に議員立法による「駐留軍関係離職者等臨時措置法」(昭和33年法律第158号)により法制度化された。

昭和35年6月、日米安保条約^{*1}及び日米地位協定^{*2}の発効に伴い、それまで米軍が直接雇用していた日米地位協定第15条に規定する歳出外資金による諸機関の労働者も我が国政府が雇用主となる間接雇用になり切り替えられることとなり、新たに調達庁と米軍との間で諸機関労務協約(IHA: Indirect Hire Agreement)が締結された。これにより、昭和36年12月1日約1万2,000名の諸機関の労働者が間接雇用になり替わった。

昭和27年9月1日の地方自治法の改正により、国の事務を都道府県知事に委任して行わせるためには法律、政令に根拠を置かなければならないこととされた。

*1 日米安保条約：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号)

*2 日米地位協定：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)

この法改正を踏まえ、米軍労働者及び諸機関の労働者の雇用に関する事務については、地域の雇用事情に精通する都道府県に委任することが適当であることから、従来どおり、都道府県知事に委任すべく、調達庁設置法の改正及び「調達庁設置法第10条の規定に基づき都道府県知事への委任事務の範囲を定める政令」（昭和27年政令第300号）が制定された。

このような国（調達庁）と都道府県が一体となって駐留軍等労働者の労務管理の事務を処理する体制は、防衛施設庁の発足後も継続し、国と地方公共団体の事務の区分の再整理がなされる平成13年3月までの長期間にわたり存続した。

● 対日平和条約発効後の米軍の物品・役務調達の検討

対日平和条約の発効による占領の終結は、調達庁の米軍に対する物品・役務の調達にも大きな影響を与えた。

日米行政協定の締結に先立ち、特別調達庁は、昭和27年1月、占領終結後の米軍の調達方式について、占領期間中の占領軍の調達方法に関する日本側から見た問題点を踏まえ、①調達計画については、我が国政府も参加して米軍の調達に関する基本計画を具体化すること、②予算の作成については、我が国政府も参加して米軍の調達に関する予算作成を行うこと、③根拠法令の整備については、米軍の調達に関する国内法令の整備を行うこと、といった基本構想を取りまとめた。

また、特別調達庁は、同年2月、外務省に対して、米軍の調達を我が国政府機関を通じて全面的かつ一元的に行う方式を採用することを申し入れた。その理由として同庁は、

- ① 調達の対象となる物品又は役務の供給が我が国の産業経済に過重の負担を与えることなく、その育成等を図る必要があること
- ② 我が国内の業者と米軍との直接取引は、言語、商習慣等の相違から種々の誤解、紛争を引き起こすおそれがあること

などを挙げた。

しかしながら、このような特別調達庁の主張に対して、米軍による直接調達方式を採用した場合、間接調達を採用した場合より経費の節減が期待できる等の意見が我が国政府内で有力となり、結果的に、調達庁発足後の米軍の物品・役務の調達については、日米行政協定第12条の規定のとおり、不動産及び労務の調達を除き、米軍による直接調達方式が採用されることとなった。

● 米軍の事件・事故の被害者に対する補償の問題

（占領期間中の動向）

対日平和条約発効前の占領期間中における占領軍の事件・事故によって死亡又は負傷し

た者は約9,000名（昭和34年度の調達庁の実態調査）とされているが、特に占領期間中の初期においては、国内秩序の混乱と占領軍の絶対的な権威の前にこれらの者に対する救済措置を実施する方途がなかったのが実情であった。

昭和21年に入り、政府はこのような状況を看過できないとして、「進駐軍による爆破作業及びこれに類する事故に因り危害を受けた者に対する援護に関する件」（昭和21年5月31日閣議決定）により、差し当たり、占領軍が行う爆破作業等により傷害を受けた者等に対して、療養の給付や死亡見舞金及び家財見舞金を支給することとした。

その後、政府は、この閣議決定を発展させ、「進駐軍による事故のため被害を受けた者に対する見舞金に関する件」（昭和22年1月4日閣議決定）により、「進駐軍の爆破作業、設営作業等による事故」、「進駐軍の自動車による事故」、「進駐軍の失火による進駐軍使用家屋の焼失」、「その他の進駐軍の行為による死亡又は負傷」といった被害者に対して、療養の給付又は障害見舞金、死亡見舞金、家財見舞金若しくは住宅見舞金を支給することとした。

以上の占領期間中における閣議決定等に基づく占領軍の事件・事故の被害者に対する救済は厚生省が主管として実施された。

しかしながら、これらの救済措置の法制化がなされなかったこと等から、対日平和条約の発効後も救済を受けられなかった被害者が多数存在する状況が続いたことから、政府は「進駐軍による事故のため被害を受けた者に対する見舞金の取扱に関する件」（昭和27年5月27日閣議了解）等によってその救済を図ることとした。

これらの閣議決定等に基づく占領期間中の被害者への救済措置については、後述するように、調達庁が対日平和条約発効後における米軍の事件・事故の被害者への補償を主管することとなったことから、調達庁が主管として行われることとなった。

なお、占領期間中の被害者への救済措置については、その後、「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」（昭和36年法律第215号）として法制化された。

（対日平和条約発効後の動向）

占領期間中法制度化されることがなかった米軍による事件・事故の被害者への補償は、対日平和条約の発効及び当該補償に関する日米間の分担を規定した日米行政協定の発効を受けて、法制度化されることとなり、その実施事務は調達庁の所管とされた。

日米行政協定第18条3は、「公務遂行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、非戦闘行為に伴って生じ、且つ、日本国において第三者に負傷、死亡又は財産上の損害を与えたものから生ずる請求は、日本国が（中略）処理する」と規定し、請求の処理方法については「日本国の被用者の行動から生ずる請求に関する日本国の法令に従って審査し、且つ、解決し、又は裁判する」と、補償金の支払いについては「合意され、又は、裁判に

より決定された額の支払いは、日本国が円です」と規定し、これに要した費用については「(日米) 両国政府が合意する条件で分担する」と規定した。この日米両国の費用の分担については、昭和28年3月23日、両国間で「行政協定第18条3(d)に関する交換公文」が交わされ、「行政協定が効力を生じた日に遡って、合衆国が75%、日本国が25%の割合で分担する」こととされた。

なお、両国の費用の分担の考え方については、「NATO諸国におきましても、派遣国が75%を持ちまして、受け入れ国が25%を持つ、日本の場合も同じような規定になっておる次第でございます。その思想的な根拠と申しますか、どうしてそういう規定が設けられるに至ったかと申しますと、やはり、一つの共同防衛に当たろうという軍隊の(中略)公務上の行為につきましても、一部は受け入れ国において負担することが適当であるという思想に基づいておるのでございまして、NATOも先ほど申し上げましたように、この規定と同様の規定を設けております」(昭和35年4月7日衆議院日米安全保障条約等特別委員会における森外務省アメリカ局長の答弁)と説明されている。

(調達庁の取組)

米軍の事件・事故の被害者に対する補償の原則となる日米行政協定第18条3の「日本国の被用者の行動から生ずる請求に関する日本国の法令」は、法務府が主管となってその立法化が図られ、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法(民事特別法)」(昭和27年法律第121号)として公布・施行された。民事特別法は、

- ① 米軍の構成員又は被用者が職務上我が国内において違法に他人に損害を加えた場合には、我が国の公務員等が職務上他人に損害を与えた場合の例により、国が損害を賠償する(第1条)
- ② 米軍が占有・所有・管理する土地の工作物等の設置・管理に瑕疵があったために我が国内において他人に損害を生じた場合には、国が占有・所有・管理する土地の工作物等の設置・管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する(第2条)

ことを内容とした。

民事特別法は、上記のとおり、法務府が主管として制定された法律であったが、その実施事務については調達庁が担当することとなった。同庁は、実施細目となる閣議決定と総理府令を所管して国内体制を整備する一方で、具体的な事務処理手続、各種の申請書式等について米側と協議を行いつつこの実施事務を行うこととなった。

● 調達庁の防衛庁への移管

「岸・アイゼンハワー共同声明」による米陸軍部隊の我が国からの撤退は、調達庁自

身にも大きな影響を与えた。

米軍の減勢は、調達庁の施設・区域の提供等、駐留軍等労働者の労務管理業務等各方面の業務の減量となり、調達庁の定員は大幅な減員を余儀なくされたのである。

一方で、米軍から返還された施設・区域はそのまま自衛隊が使用するケースが多く、また、米軍の施設・区域を自衛隊が共同使用するケースも多くなり、調達庁と防衛庁との間でこれらをめぐって調整を必要とする機会が増加した。

防衛庁と調達庁は、昭和32年7月29日、米軍から返還された施設・区域を自衛隊が使用するケースの事務引継に関して「駐留軍カラ返還サレル施設オヨビ区域ヲ防衛庁ガ使用スル場合ニオケル調達庁ト防衛庁トノ間ノ引継協定」を締結し、また、昭和33年6月3日、

この協定に基づき、「駐留軍カラ返還サレル施設オヨビ区域ヲ防衛庁ガ使用スル場合ニオケル調達庁ト防衛庁トノ間ノ引継協定実施要領」（昭和33年調達規第12号）が制定され、これらは美保補助飛行場、キャンプ岐阜、キャンプ松島、稚内航空管制通信所等の返還及び自衛隊の使用のための事務の円滑化に資した。

このように、施設・区域の返還及び自衛隊の使用という、防衛施設をめぐる防衛庁と調達庁の業務の連携が強まったことを背景として、同年8月1日、防衛庁設置法等の関連法令の改正により、調達庁は総理府の外局から防衛庁に置かれる「外局」となった。



調達庁の所在地の現況
(東京都千代田区神田岩本町3丁目10番
(当時：同区神田岩本町3番地付近))
(撮影：上田功二)